



令和7年3月9日

県民への説明

住所
法人名
代表者名

法人代表者印
は押印不要で
す。

1 説明に係る事実

令和4年度及び6年度に係る事業報告書等を事業期間終了後3か月以内に提出すべきところ、現在に至るまで提出できておりません。

2 事業報告書等の提出がなされていない理由

活動がなかったため、提出しなくても良いと思い、提出していませんでした。

3 今後の提出の予定

今後総会の議決を得て、令和8年3月31日までに提出することを約束します。

4 事業報告書等の提出時期の順守するための方策

今回、法第29条に違反し、法第80条に基づく過料が科されるような事態が生じたことについて、理事会及び総会で説明し、事務局の機能を強化します。

提出・問い合わせ先

〒812-8577 福岡県博多区東公園7番7号

福岡県人づくり・県民生活部社会活動推進課

特定非営利活動法人認証担当

TEL:092-643-3939